

愛媛県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 日 時

令和5年2月13日（月）午後1時18分から午後2時15分まで

2 場 所

松山市高岡町101番地1 愛媛県国民健康保険団体連合会 第1会議室

3 出席者

(1) 理事

高門 清彦（理事長）

加藤 章（副理事長）

高橋 敏彦（常務理事）

二宮 隆久

4 議 題

(1) 議案

議案第 1号 令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会事業計画について

議案第 2号 令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について

議案第 3号 令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算について

議案第 4号 令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（国保診療報酬支払勘定）歳入歳出予算について

議案第 5号 令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算について

議案第 6号 令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（出産育児一時金等に関する支払勘定）歳入歳出予算について

議案第 7号 令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）歳入歳出予算について

議案第 8号 令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算について

議案第 9号 令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出予算について

議案第10号 令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算について

議案第11号 令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算について

議案第12号 令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算について

- 議案第 1 3 号 令和 5 年度愛媛県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費等支払勘定）歳入歳出予算について
- 議案第 1 4 号 令和 5 年度愛媛県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する報酬等支払勘定）歳入歳出予算について
- 議案第 1 5 号 令和 5 年度愛媛県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出予算について
- 議案第 1 6 号 令和 5 年度愛媛県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出予算について
- 議案第 1 7 号 令和 5 年度愛媛県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害児給付費支払勘定）歳入歳出予算について
- 議案第 1 8 号 令和 5 年度愛媛県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出予算について
- 議案第 1 9 号 令和 5 年度愛媛県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（特定健診・特定保健指導等費用支払勘定）歳入歳出予算について
- 議案第 2 0 号 令和 5 年度愛媛県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（後期高齢者健診等費用支払勘定）歳入歳出予算について
- 議案第 2 1 号 令和 5 年度愛媛県国民健康保険団体連合会損害賠償求償事務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 2 2 号 令和 5 年度愛媛県国民健康保険団体連合会一時借入金の限度額等について
- 議案第 2 3 号 令和 5 年度愛媛県国民健康保険団体連合会現金預入先金融機関について
- 議案第 2 4 号 令和 4 年度愛媛県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算補正（第 1 次）について
- 議案第 2 5 号 愛媛県国民健康保険団体連合会職員の定年等に関する規程等の一部を改正する規程について
- 議案第 2 6 号 令和 5 年度愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会の日程について
- 議案第 2 7 号 令和 4 年度愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会提出議題について
- 議案第 2 8 号 令和 4 年度国民健康保険事業及び介護保険事業功労被表彰者の選定について

（2）報告

- 報告第 1 号 令和 4 年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）歳入歳出予算支払勘定に係る予算補正の特例について
- 報告第 2 号 令和 4 年度愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算支払勘定に係る予算補正の特例について
- 報告第 3 号 愛媛県国民健康保険団体連合会職員の給与に関する規程の一部改正について

（3）その他

- 1 令和 5 年度愛媛県国民健康保険団体連合会収支予算書について
- 2 診療報酬請求事件について（経過報告）

5 議事の経過及びその結果

- (1) 理事定数6名中4名の出席及び2名の書面決議による出席により、愛媛県国民健康保険団体連合会規約第33条の規定による成立宣言を行う。
- (2) 理事会の開催にあたり理事長から挨拶があった。
- (3) 本会規約第31条により、理事長が議長を務める。
- (4) 議事に先立ち議事録署名者2名の指名を行い、全員異議なく承認された。
- (5) 議案の審議状況は次のとおりであった。

議長 これより議事を行う。議案第1号令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会事業計画についてを議題とする。事務局の説明を求める。

事務局 議案第1号令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会事業計画について、国民健康保険は、被用者保険と比較し被保険者の年齢構成が高く医療費が高い反面、所得水準が低く保険料収入が少ないという構造的な課題を抱えており、依然として厳しい運営が続いている旨説明。

今後、被保険者の一層の高齢化や医療の高度化による医療費の増加が見込まれることから、保険者が行う医療費適正化や保健事業等への支援を、更に充実させる必要がある旨、県内では、愛媛県国保運営方針を踏まえ、県と市町が一体となって、市町国保事務の広域化、効率化や人生100年時代を見据えた予防・健康づくりの強化が推進されており、本会では、保険者事務共同処理で蓄積したノウハウを活かし、運営方針に基づく各種施策の実施を積極的に支援する旨説明。

また、医療分野におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進の柱である、令和6年度に行われる国保総合システムの更改では、国から求められているクラウド化や社会保険診療報酬支払基金システムとの整合性を確保した整備、審査領域の共同利用が予定されている旨、この他にも、今後、国保連合会の大半のシステムがクラウド化される見込みであることから、それに向け体制を構築し、着実に実施していく旨説明。

これらの更改に係る費用は、国に対し、地方6団体と一体となり財源確保を求め、一部が国庫補助で対応されることとなったが、稼働直後の運用費用の高額化が懸念されるため、システム運用業務の費用節減に努める旨説明。

引き続き、本会事業の見直しを行い一層のデジタル化を推進し、効率的な各種事業運営に取り組む旨説明。

議長 議案第1号について、意見、質疑はないか。

役員一同 （意見、質疑なし）

議長 議案第1号について、承認を求める。議案第1号について、承認することに異議はないか。

役員一同 （全員挙手）

議長 議案第1号を承認とする。続いて、議案第2号から議案第21号令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会一般会計及び特別会計歳入歳出予算について並びに関連する議案第22号から議案第23号までを一括して議題とする。事務局の説明を求める。

事務局 議案第2号から第21号までの令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会歳入歳出予算について、説明の前に、本会の会計は20の会計勘定があり、人件費や事務費を経理する一般会計及び各特別会計業務勘定と保険者から医療費等を受け入れ、そのまま医療機関等へ支払いを行うための支払勘定の、大きく2つに分けることができる旨説明。

昨年12月開催の理事会にて承認された予算編成方針に基づき、精査を重ね予算を計上した旨説明。

令和5年度の予算総額は、前年度比83億6,385万円増額の5,314億4,040万4千円である旨、そのうち、各特別会計（診療報酬等支払勘定）での増額が70億5,672万8千円、人件費や事務費等を経理する一般会計及び各特別会計（業務勘定）の6勘定での増額が13億712万円2千円である旨説明。

診療報酬等支払勘定の予算合計は、前年度比70億5,672万8千円増額の5,274億372万2千円である旨、国保は高齢化や被用者保険適用拡大により、被保険者数が減少傾向にあり、医療費も減少していくと見込んでいるが、令和4年度の医療費支払額は、当初予算に対し、現段階で8億2,500万円の予算不足が見込まれている旨、今年度の予算不足と、医療技術等の高度化・高額化に伴い医療費が増加傾向であることなどを勘案し、21億8,379万1千円増額としている旨説明。

国保公費支払勘定は、支払実績の動向をふまえ、公費負担の継続を前提に、新型コロナウイルス感染症にかかる医療費を3億7,606万3千円増額、福祉医療費を2,228万3千円増額、母子健診費を3,076万6千円減額するなど、合計で3億6,797万8千円の増額とした旨説明。

出産育児一時金等に関する支払勘定は、一時金の増額（42万円から50万円）を見込み8,092万円の増額である旨説明。

抗体検査等に関する支払勘定は、新型コロナワクチン接種費用の取扱いについて、現在、国費によるワクチン接種の継続が検討されているが、今年度末で原契約の期間が満了する関係で6億9,159万3千円の減額、風しん抗体検査費用は、検査対象者の減少を見込み2,163万3千円の減額、合計で7億1,322万6千円の減額としている旨説明。

後期高齢者支払勘定は、被保険者数の増加に伴う支払額の実績をふまえ48億4,528万4千円の増額としている旨説明。

介護支払勘定は、過去の介護給付費の伸び率に比べ、直近の伸び率が鈍化していることをふまえ、算出方法を見直し10億4,671万2千円の減額としている旨説明。

障害介護給付費支払勘定及び障害児給付費支払勘定は、給付費の支給実績をふまえ11億631万8千円、2,841万2千円とそれぞれ増額としている旨説明。

特定健診支払勘定及び後期高齢者健診等費用支払勘定は、コロナ禍における健診受診控えが平常に戻りつつあることから、5,212万2千円、4,593万円とそれぞれ増額としている旨説明。

損害賠償求償事務（支払勘定）は、国保被保険者数の減少、及び自動車の安全機能の普及に伴う事故発生件数の減少などにより受託件数の減少を見込み、9,900万円減額としている旨説明。

一般会計及び各特別会計（業務勘定）について、令和5年度一般会計における一般負担金は令和4年度と同額とし、令和5年度の各種の手数料単価のとおり、令和4年度と同額としている旨説明。一般負担金の額は、本会負担金規則第2条に基づき2月24日の通常総会へ上程する予定である旨説明。

人件費や事務費を経理している一般会計及び各特別会計（業務勘定）6勘定は、予算合計で39億8,525万9千円、前年度比13億712万2千円の増額としている旨、増額の主な要因は、6つの勘定で支出していた人件費に関する会計処理を一般会計に集約し、まとめて支出することに改めたことによるもので、増額している6億2,038万7千円は、実質的な人件費ではなく、会計処理上の増額である旨、事業実施に係る実質的な増額は、繰入額を差し引いた額6億8,673万5千円である旨、主に、令和5年度にシステム機器等の更改を控えている次期国保総合システム等の更改費の増額とICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化に備えるためのICT積立資産（積立金）を増額したことによる旨説明。

一般会計は、予算額11億591万3千円で前年度比7億7,170万4千円増額である旨、歳入では、人件費経理区分変更に伴う各業務勘定からの繰入金6億2,038万7千円を新規計上したことなどにより、他会計繰入金を7億4,030万7千円増額とし、KDBシステム等機器更改や会館改修に係る積立金繰入金を2,701万1千円新規計上している旨、歳出では、一般会計総務管理費で各勘定の人件費を集約したことなどにより8億2,320万9千円増額とし、事業費では、総務管理費に人件費を集約したことなどにより5,178万2千円減額としている旨説明。

国保業務勘定は、予算額14億6,805万9千円で前年度比3億7,103万5千円増額である旨、歳入では、共同処理手数料を3,733万円増額し、事務費において令和5年3月で終了予定の新型コロナワクチン接種費用の支払事務費の手数料減額など、9,324万6千円減額、積立金繰入金で令和5年度システム更改のための減価償却引当資産繰入金など3億5,128万4千円増額である旨、諸収入で、次期国保総合システム機器等更改に係る保険者端末負担金受入金の増額などにより7,664万円増額である旨、歳出では、審査支払管理費の人件費を一般会計に集約したことなどにより、2億798万3千円の減額である旨説明。共同処理費は、令和5年度更改予定のシステム機器等の更改費の増額などにより、1億6,273万2千円増額、積立金は、これまでの繰越金を財源に令和4年度予算補正で積立金を増額したことにより、当初予算と比較して1億1,467万9千円増額である旨、諸支出金は、人件費を一般会計で集約したことによる繰出金などにより、3億1,898万6千円増額である旨説明。

後期高齢者医療業務勘定は、予算額 8 億 5,479 万 4 千円で前年度比 1 億 262 万 7 千円増額である旨、歳入では、システム機器等更改のための減価償却引当資産繰入金の増額などにより、積立金繰入金 9,135 万 1 千円増額である旨、歳出では、審査支払管理費の人件費を一般会計に集約したことなどにより 1 億 6,551 万 2 千円減額である旨説明。審査委員会費の人件費を一般会計に集約したことなどにより、2,298 万 3 千円減額である旨、諸支出金では、人件費を一般会計で集約したことによる繰出金などにより 2 億 8,892 万 5 千円増額である旨説明。

介護業務勘定、障害者総合支援業務勘定、特定健診業務勘定については、パソコンの入れ替えなどで若干の増額はあるが、経常経費は例年並みの予算を計上している旨説明。

介護業務勘定は、予算額 3 億 5,194 万 8 千円で 3,960 万 2 千円増額としている旨、歳入では、新規事業のケアプランデータ連携システムライセンス料 411 万 6 千円計上、負担金で保険者端末更改に係る保険者負担金の受入金 459 万 4 千円増額、積立金繰入金で 2,811 万 4 千円増額としている旨、歳出では、審査支払管理費の人件費を一般会計に集約したことなどにより 5,810 万 7 千円減額としている旨、共同処理費で 824 万 3 千円減額し、国保中央会負担金で令和 5 年度から介護システム負担金増額が予定されており、1,235 万 8 千円増額、諸支出金で 7,354 万 7 千円増額、予備費で 1,357 万 2 千円増額としている。

障害者総合支援業務勘定は、予算額 1 億 2,283 万 3 千円で 771 万 2 千円増額としている旨、歳入では、給付費等審査支払手数料の収入増を見込み 294 万 8 千円増額、電子証明書発行手数料で 117 万円増額、積立金繰入金でシステム機器等更改に係る減価償却引当資産繰入金の増額などにより 354 万 8 千円増額である旨説明。歳出では、審査支払管理費の人件費を一般会計に集約したことによる減額などで 3,692 万 7 千円減額、電子証明発行手数料で 117 万円増額、積立金で、ICT 積立資産の増額などにより 106 万 3 千円増額、諸支出金で 3,680 万円増額、予備費で 494 万 4 千円増額である旨説明。

特定健診業務勘定は、予算額 8,171 万 2 千円で 1,444 万 2 千円増額、歳入では、特定健診等データ管理手数料でコロナ禍における健診受診控えが平常に戻りつつあることを鑑み 327 万 7 千円増額、積立金繰入金でシステム更改のための減価償却引当資産繰入金の増額などにより 901 万円増額である旨、歳出では、総務管理費の人件費を一般会計に集約したことによる減額などで 1,038 万円減額、積立金で財政調整基金積立資産の増額などで 403 万 1 千円増額、諸支出金で 2,078 万 8 千円増額である旨説明。

厚生労働省からの通知に基づく積立金について、財政調整基金積立資産は、会計毎に手数料収入の 10% を上限額とする積立金で、単年度清算方式で経理している旨、令和 4 年度決算見込額は、合計で 1 億 8,163 万円を予定しており、単年度清算方式のため、令和 5 年度で同額（1 億 8,163 万円）を取り崩して歳入として繰入れ、改めて、令和 5 年度に合計で 1 億 3,736 万 1 千円を積み立てたい旨、前年度比で 4,426 万 9 千円減額である旨説明。減額の理由は、国保業務勘定で新型コロナワクチン接種費用支払事務手数料の減少、後期高齢者業務勘定では、収支が赤字となったためである旨説明。

ICT積立資産は、今後のICT化やAIを活用した審査支払業務等の高度化・効率化に充てるための積立金で、令和4年度決算見込額の積立金は、合計で3億1,013万3千円を予定しており、この積立資産も単年度清算方式のため、令和5年度で同額を取り崩して歳入として繰入れ、改めて令和5年度積立として、合計で3億4,272万9千円、前年度比3,259万6千円増額し、積み立てたい旨説明。

なお、令和4年度決算繰越金が確定した段階で、可能であれば財政調整基金積立資産（後期業務勘定）と、ICT積立資産の増額を検討したい旨説明。

電算処理システム導入作業経費積立資産は、今回のシステム導入時のデータ移行作業費やトレーニング費用に充てるための積立金で、令和5年度は、次期国保総合システム等導入があるため、その費用に令和5年度当初予算額合計で959万9千円の取り崩しを予定し、同年度から次回導入に向けての積み立てを行うため、合計で910万9千円の積み立てを行い、令和5年度末積立累計額は1,963万8千円を見込んでいる旨説明。

減価償却引当資産の積立金は、建物や電算処理システム等の固定資産（減価償却の対象となる物品等）について、今回の購入費用等に充てるため、毎年度の減価償却費相当額を積み立ており、令和5年度は、各種システム更改等があるため、合計で4億7,524万2千円の取り崩しを予定、当年度分として1億2,285万9千円の積み立てを予定、令和5年度末積立累計額は8億5,133万7千円を見込んでいる旨説明。

退職給付引当資産の積立金は、今後5年間に退職が見込まれる職員に支給する、退職金要支給額の5分の1相当額を積み立ており、一般会計ほか、各業務勘定の6つの勘定からの繰入金を財源に、令和4年度と同額の5,142万3千円の積み立てを予定している旨説明。

議案第22号令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会一時借入金の限度額等について、本会の一般会計及び特別会計予算内の支出に充当するため、一般会計400万円以内、特別会計（業務勘定）3,000万円以内、特別会計（支払勘定）20億円以内を限度とし、短期プライムレート内で必要に応じ借入れを行う旨説明。

議案第23号令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会現金預入金融機関について、株式会社伊予銀行、株式会社愛媛銀行、愛媛県信用農業協同組合連合会としたい旨説明。

議長 　　ただいま説明した議案について、意見、質疑はないか。

役員一同 　　（意見、質疑なし）

議長 　　議案第2号から議案第23号までについて、承認することに異議はないか。

役員一同 　　（全員挙手）

議長 　　それでは、議案第2号から議案第23号までを原案のとおり承認とする。続いて、議案第24

号令和4年度愛媛県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算補正（第1次）についてを議題とする。事務局の説明を求める。

事務局 議案第24号令和4年度愛媛県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算補正（第1次）について、令和5年3月31日付定年退職者に対して、本会規程に基づき、退職金手当金を支給するため、退職手当積立金を財源として補正額1億1,142万2千円の予算補正を行う旨説明。

議長 ただいま説明した議案について、意見、質疑はないか。

役員一同 （意見、質疑なし）

議長 議案第24号について、承認することに異議はないか。

役員一同 （全員挙手）

議長 それでは、議案第24号を原案のとおり承認とする。続いて、議案第25号愛媛県国民健康保険団体連合会職員の定年等に関する規程等の一部を改正する規程についてを議題とする。事務局の説明を求める。

事務局 議案第25号愛媛県国民健康保険団体連合会職員の定年等に関する規程等の一部を改正する規程について、本会職員の定年等について、令和5年度から施行される愛媛県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を準用し、関係規程を改正したい旨、職員の定年等に関する規程について、第3条附則第1項 令和5年度から段階的に定年を引き上げ、令和13年度以降65歳とすること、第7条 役職定年は60歳とすること、第10条 役職定年後も引き続き管理監督職として勤務させることができる特例があること、第11条 定年前に一旦退職し再度短時間勤務職員として雇用できること。（定年前再雇用短時間勤務職員） 附則第2項 60歳に達する年度の前年度に当該職員に対して、60歳以後の雇用内容等の情報を提供するとともに、勤務の意思を確認するよう努めること、職員設置規程について、第2条、3条 役職定年導入に伴い、新たに非管理職の職「専門幹」を設置すること、職員の給与に関する規程 附則第10項、11項 60歳以降の給料月額を7割の額とする、附則第12項、13項 役職定年で降任された場合、7割措置と降任とで二重の給料減額とならないように調整額を支給する、別表2 新たに設置する専門幹の級区分を定めること、職員退職手当規程 第5条の3 定年年齢引き上げ後も定年前早期退職（勸奨退職）対象年齢は50歳以上で変更しないこと、附則第11項、12項 11年以上勤務し、60歳以後に退職する場合、退職手当の基本額は、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定すること、附則第13項 定年引上げに伴い、給料月額の7割措置を受けた場合及び役職定年により給与月額が減額される場合にも最も高い給料月額を退職手当の計算に使用すること、以上、令和5年4月1日から施行する旨

説明。

議長 　　ただいま説明した議案について、意見、質疑はないか。

役員一同 　　（意見、質疑なし）

議長 　　議案第25号について、承認することに異議はないか。

役員一同 　　全員挙手。

議長 　　それでは、議案第25号を原案のとおり承認とする。続いて、議案第26号令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会の日程についてを議題とする。

事務局 　　議案第26号令和5年度愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会の日程について、日時が令和5年7月28日金曜日、午後1時30分から午後3時まで、場所が本会2階第1会議室、付議事項が令和4年度本会事業報告、一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について等である旨説明。

議長 　　ただいま説明した議案について、意見、質疑はないか。

役員一同 　　（意見、質疑なし）

議長 　　議案第26号について、承認することに異議はないか。

役員一同 　　全員挙手。

議長 　　それでは、議案第26号を原案のとおり承認とする。続いて、議案第27号令和4年度愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会提出議題についてを議題とする。事務局の説明を求める。

事務局 　　議案第27号について、日時が令和5年2月24日金曜日、午後1時30分から午後3時まで、場所が本会2階第1会議室、提出議案については、本日承認された議案第1号から議案第24号及び議案第26号（議案書に記載の通り）である旨説明。

議長 　　ただいま説明した議案について、意見、質疑はないか。

役員一同 　　（意見、質疑なし）

議長 　　議案第27号について、承認することに異議はないか。

役員一同 全員挙手。

議長 それでは、議案第27号を原案のとおり承認とする。続いて、議案第28号令和4年度国民健康保険事業及び介護保険事業功労被表彰者の選定についてを議題とする。事務局の説明を求める。

事務局 議案第28号について、愛媛県における国民健康保険事業及び介護保険事業の推進発展に貢献し、その功績顕著な者を本会理事長が表彰する旨、候補者は、第1号の国民健康保険運営協議会委員が5名、第2号の国民健康保険診療報酬審査委員及び介護給付費審査委員会委員が2名、第4号の国民健康保険事業および介護保険事業職員が11名、第6号の国民健康保険団体連合会職員3名、の計21名である旨、今後の予定について、本来なら2月24日の通常総会において表彰式を行うところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、今年度は表彰式を行わず、被表彰者の報告を行いたい旨説明。

また、表彰式は、被表彰者の足労等を考慮し、次年度以降も執り行わず、通常総会での報告に代えることのでした承願したい旨説明。

議長 ただいま説明した議案について、意見、質疑はないか。

役員一同 (意見、質疑なし)

議長 議案第28号について、承認することに異議はないか。

役員一同 全員挙手。

議長 それでは、議案第28号を原案のとおり承認とする。
以上で議案は終了、次に令和4年度予算補正関係について2件を事務局より報告する。

事務局 報告第1号令和4年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(抗体検査等費用に関する支払勘定)歳入歳出予算支払勘定に係る予算補正の特例については、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の費用請求支払において、オミクロン株対応ワクチン接種の開始と接種期間の延長に伴い、令和4年12月以降のワクチン接種費用の支払額に不足が生じることとなったことから、令和4年12月27日付理事長専決処分にて補正額3億5,553万6千円予算補正を行った旨、報告第2号令和4年度愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計(公費負担医療に関する診療報酬支払勘定)歳入歳出予算支払勘定に係る予算補正の特例については、令和4年度感染症の医療費を、令和3年度実績を基に5,305万8千円の予算化をしたが、新型コロナウイルス感染症の感染者数が第7波により大幅に増加し、令和4年9月審査分(8月診療分)の支払いに予算不足が生じ、今

年度の全体の医療費実績を基に福祉医療費から6,200万円の流用を行った旨、その後、10月審査分（9月診療分）から入院公費受給対象者の月遅れ医療費請求が急激に増加し、11月審査分（10月診療分）にて再度不足が生じたため、令和4年12月13日付理事長専決処分にて補正額3億3,000万円予算補正を行った旨説明。

議長 　　ただいまの報告に対し、意見、質疑はないか。

役員一同 　　（意見、質疑なし）

議長 　　質疑等ないようなので、報告第1号及び報告第2号を終了する。次に、規程の一部改正について、事務局より説明する。

事務局 　　愛媛県国民健康保険団体連合会職員の給与に関する規程の一部改正について、本会職員の給与、手当等は、愛媛県の職員の給与に関する条例等を準用し取り扱っている旨、令和4年愛媛県人事委員会からの県職員給与等についての勧告を受け、同条例の一部が改正されたため、その改正に合わせ、本会職員の給与に関する規程の一部改正を理事長専決で行った旨説明。内容について、給料表の改定は、若年層の引き上げを基本に改定し、令和4年4月1日から実施している旨、令和4年12月支給の勤勉手当支給割合は、現行の0.95月分から1.05月分への改定、令和4年12月1日から実施し、令和5年4月以降の勤勉手当支給割合は、1.0月分に改定、令和5年4月1日から施行、同日から実施する旨説明。

議長 　　ただいまの報告に対し、意見、質疑はないか。

役員一同 　　（意見、質疑なし）

議長 　　質疑等ないようなので、報告を終了する。次に、その他として2件、事務局から説明する。

事務局 　　その他1について、令和5年度収支予算書について、厚生労働省からの通知に基づき作成した複式簿記による収支予算書を通常総会で令和5年度予算が承認された後、本会ホームページに掲載する旨説明。

その他2について、平成31年2月、松山市内の医療機関から、被保険者248名（レセプト件数317件）の本会の診療報酬審査結果（減点）は不当であるとする訴えを受け、本会は裁判所に答弁書を提出し、訴状の記載内容に関する認否に加え、保険診療における療養担当規則等に基づく審査の考え方等について説明を行い、診療報酬審査委員会の審査結果は公平・公正に行われ妥当であると主張し、現在係争中である旨説明。

第1回口頭弁論期日（令和元年5月14日）以降、原告の主張、被告の反論等を記載した「主張整理表」の作成を中心に審理を進め、令和4年4月1日時点で「主張整理表」の作成を終えた症例は、被保険者248名中19名（レセプト件数317件中29件）であったが、4月1日付で交

代した新たな裁判長のもと、主張整理の迅速化を図り、11月末時点で「主張整理表」の作成を終えた症例が被保険者248名中73名(レセプト件数317件中100件)となった旨説明。裁判所は、令和5年の春頃を目途に主張整理を終えたいとしており、原告に対し、令和4年12月末までに、仕掛中の被保険者47名(レセプト件数59件)の「原告の主張」に係る主張整理を行い、令和5年1月末までに、未着手となっている残りの被保険者128名(レセプト件数158件)の「原告の主張」に係る主張整理を行うよう指示したが、原告は、令和5年1月中旬以降に、仕掛中の被保険者47名(レセプト件数59件)しか提出しなかったため、現時点において、「主張整理表」の作成に係る全体的なスケジュールが遅延している旨説明。

今後の進捗については、原告による「原告の主張」の提出が、最終的にどの程度の遅れになるか不明であるが、本会は、裁判所からの指示を遵守し、引続き診療報酬審査委員会の審査結果が妥当であることを主張する旨説明。

議長 その他について、ただいま説明申し上げたが、質疑等ないか。

役員一同 (意見、質疑なし)

議長 その他、事務局より何かあるか。

事務局 (特になし)

議長 以上で議決事項等全て終了、理事から何かあるか。

役員一同 (意見、質疑なし)

議長 以上で理事会を終了する。